に改め、同条第五号及び第六号を削り、同条第七号中「者で」を「者であつて」に改め、同号を同条第五号とし、同条第八号中「技術士法」の下に「の規定」を加え、同号を同条第六号とし、同条に次の二号を加える。

七　前各号に掲げるもののほか、十年以上下水道等の維持管理に関する技術上の実務に従事し、かつ、五年以上下水道の維持管理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。

八　国土交通省令・環境省令で定めるところにより、前各号に規定する者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者であること。

附　則

この政令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第六条の改正規定及び第九条の十一の改正規定は、令和七年四月一日から施行する。

国土交通大臣　斉藤　鉄夫
環境大臣　伊藤**信**太郎
内閣総理大臣　岸田　文雄

社会福祉法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年一月四日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三号

社会福祉法施行令の一部を改正する政令

内閣は、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第八十九条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

社会福祉法施行令（昭和三十三年政令第百八十五号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第四号を削る。

附　則

この政令は、令和六年四月一日から施行する。

厚生労働大臣　武見　敬三
内閣総理大臣　岸田　文雄